

統一主義

四月號



統一主義

第三卷

第四號

昭和七年三月二十八日發行

(每月一期)

昭和七年八月十六日
第三卷第四號發行

昭和七年八月十六日
昭和八年三月二十八日

(第三卷第四號)

す。さうして此の國を盛んにして行つて此の國が歐羅巴や亞米利加に對抗して彼等に負けないと云ふ事になれば、彼等が東洋にやつて来て此處を掻き廻す事はあるまいから、日本の努力に依つて東洋全體の平和が保てる。東洋平和の保てる事は總て世界平和の基になる。斯うなりますから御互に飯を炊くでも電車のハンドルを握るでも、大きく言へば世界の爲、モット大きく言へば人類の爲、小さく言へば自分の爲の仕事であるけれ共さうした氣持であれば此の仕事が貴い。此の毎日の生活は貴いものだと云ふ風に、明るい氣分で毎日を送る事が出来ますから、今の世の中と云ふものは總て自分等を本當に發展させ本當に完全にし本當に幸福を齎らす基になると云ふ風に考へら

れるのであります。又私共は只本を讀んで暮して居る人間で、今の世の中に一錢の金を儲ける事も知らないけれ共、縁が有つて日蓮聖人の教を學び法華經を頂いて居るから此の時代に今申したやうな心持の人を一人でも餘計作りたい。智恵も無い學問も無いが只草臥れない積りで、暇があれば斯う云ふ事を人の前に語る。御草臥でせうと言はれるが草臥れませぬ。草臥れて居ては濟まない時代、草臥れないで本當にやつて行かなければ立行かない時代だから草臥れないどうぞ皆さんも私の話らぬ御話を御聞きになつて草臥れないで、一つ御家へ歸つて御銘々にロツノノ仕事を實行するやうに御骨折りを願ひたう存じます。

(をばり)

農村寺院と

農繁期託兒所

農村寺院の疲弊は農村それ自體の疲弊によるも、亦各家各自の怠惰安逸にその一半の責なしと誰か言ひ得やう。今や非常時日本に直面して眞に農村の窮乏を匡救し農村寺院の復興を圖る道は、獨り農村寺院各師の覺醒と努力とにありと信ずる。過般來、小竹圓明師は農村託兒所を開設して自ら其の所長となり、農村寺院の設備を十二分に發揮しつゝ、ある事は誠に欣快である。茲に小竹師より寄附の冊子(千葉縣農出報)から其の要點を抜粋して、大方諸師の御參考に供し度い。尙ほ篤志の師にして詳細を知り度き方は小竹師へ直接御照會あらん事を切望する。(記者)

一、農繁期託兒所の目的

農繁期託兒所の設置が何故必要であるかは今更張々の辯を要しないほど自明の理であると思ふ。今や全國的に農繁期託兒所の設置は唱導され普及されて來た。本縣下

に於ても理解ある關係者の手につけて逐年増設されてゐるが未だその全き普及を見る迄には至つてゐない。これに引かえて農村の現状は之が緊急設置の要を痛感せしめるものがある。

農家に於ける挿秧期及收穫期はまがらの職場と稱しても誇大ではないほどず暇のない繁劇である。特に挿秧期に於ては老幼の手迄も無理に使ふほどであるから、勢ひ乳幼児は不注意な子供の背におはされ、危険な畦に一日放任されるもの、聴くないと云ふことは見逃せない事實である。この時期に於ける乳幼児の保護の不注意に原因する死傷は年々多からぬ数字を示してゐる。よしこの死傷に至るの危険はないにしても、餘蘊ない爲めの放任或ひは親の愛育の目から離れる爲めに不知の間に幼児の受くる心身の損害は蓋し観視することは出来ないと思ふ。

又一面親達は忙しさの爲め幼児を放任すると云ふもの、心は瞬時も愛兒の上を離れないのであるから、此愛兒への心勞がどれほど勞働の能力を鈍らせるかは想像に難くない。斯く考へて見ると繁忙期の農村は、この二つの

大きな損失を敢てしてゐると見ることが出来る。

之はどう考へて見ても看過することの出来ない重大な問題である。農村幼童の保護の爲め、そしてお互生活の幸福や能率の上からこの二つの大なる損失を防止する方法を講ずることは最も緊要な事である。

それには繁忙期に於ける幼童の保護と並れて農家に於ける労働力を高めることを目的とする農繁期託児所の設置を急務と考へるのである。

二、どんな人が経営するか

それならばどんな人が経営すべきかと云ふと、別段制限はないが、先づ個人より團體の經營が萬事都合である。その適切なる團體を挙げると町村、小學校、農會、婦人會、寺院、神社、女子青年團、社會事業團體、その他特志者等である。

寺院住職が經營すると云ふことは農村事情より見ても都合であると思ふ。その好都合と見られる理由は、寺院の社會性と云ふ使命的立場は別として先づその各字毎の分布の好位置を有すること、建物及境内の廣きこと

衛生上その他危険の比較的少ないこと、僧侶中には之が經營、保育に適應性を有してゐる者の多いこと、各家庭の祖先の靈を祭祀しある等のことよりして、尤も適當にして意義深いものと思はれる。宗教的使命の具體化と云ふ意味で寺院の意向がこゝに着眼されるならば斯道の發達は容易であらうと思はれる。従て斯道普及のために寺院住職の奮起が望ましい。

以上何れの團體の主催であつてもその町村の各種の團體は聯絡提携をなし之れが實施の援助をなすやうにしたものである。

三、場所はどんな

ところがよいか

どんな場所に設置するかは最も大切なことである。村の状況に依つて一概に決定的なことは云はれないが先づ左の諸點が重要な條件として考慮されなければならぬと思ふ。

- (一) 集るに便利なところ
- (二) 危険の伴はないところ

(三) 衛生上害のないところ

(四) 耕地に比較的近いところ

以上の如き條件を比較的具備してゐるものは寺院、神社及小學校等であらう。尙其合の區域は最大限十町以内勿論これともその道路の實狀に依て考慮されなければならぬが五六町以内は最も適當なる距離であらう。即ち農村に於ける状態からするならば一部落一ヶ所は極めて適當なるものである。

四、何時開設するか

勿論採秧期の開設が主であるが地方の實情に依りては收穫期その他の繁忙期に開設する向もある。又漁村にありては漁繁期に開設することも結構である。開設の時期及期間は多く最繁忙期の一、二週間位で、中には一、二ヶ月の長期のものもあるが、それは必要の程度に應じて適宜に考へてよいと思ふ。

五、收容兒童數及年齢

託児所本来の立場から云ふならば乳兒から收容すべき

であるが、之は設備やその他色々の困難を伴ふものであるから、普通三歳から七歳までの幼兒を收容してゐるものが多い。而して乳兒をも收容し得るならば之に越したことはない。

收容人員は設備及保母の數にも依るが、普通五六十人位の收容が色々の點で便宜と思ふ。慣れた保母ならば二人で結構であるが、始めて子供を扱ふ人では四、五人位かゝらねばならぬと思ふ。

六、どんな人が従事するか

これは専門の保母があつてその任に當るならば云ふところはない。然し短期間ではあるし臨時に専門の保母を得ることは色々の點から困難である。中にはこの保母を得られないために託児所の開設を躊躇してゐる向もあるやうであるが、農繁期託児所としては強ち専門家でなくとも事足るのである。婦人會員、女子青年團員、女教員、その他特志者何れでも之に従事することは差支へない。保育の概念を掴んで注意深く子供を見ることが出来るならばそれで充分である。要は一日あきさせぬやう幼兒の友達となり得れば保護の目的は達成せられる譯であるか

ら殊更困難に考へる必要はないと思ふ。只最近幼児を扱ひ慣れぬ従事者ばかりである時はその方面に経験のある女教員の指導をうけるが、最後迄共同して従事するやうにするならば容易である。縣下の從來實施された多くはそれである。尙従事者は事業の性質上可成奉仕的な人を求むることが肝要である。

七、設備はどうするか

設備それは必要とする、欲しいとする點からするならば限りなく、遂には普通幼稚園位の設備が自然必要と云ふことになつて来るであらうが、もとより季節託児所としてはそれほど迄に四苦八苦して設備をのみ整える必要はない。出来るだけ経費を貯く而してその設置効果を擧げればならぬのだから、この點に留意して事足りる程度に考へておかれなければならない。

A、收容場所

所謂園舎であるが幼稚園であると其の認可を受ける上から遊戯室、保育室等規定に依り形式を直に具備せしめる必要があるが、又託児所でも幼児の健康その他の立場から人数に對する收容場所の内容を適當ならしむ

るため充分の考慮を必要とするであらうが、農繁期託児所に於ては園舎はそれほどむづかしく考へる必要はない。天氣の好い時には可成外で所謂露天保育を行ふやうにし雨天の際又は午睡の時の收容の人数を入れる程度の建物があれば結構であるが只次の設備は出来るならば整へられたいと思ふ。

イ、手洗所 子供達は多くの場合外で自由遊びをしてゐると必ず手や足をよごしてゐるから室内に入る場合又は他の行事に移る場合には洗はせるやうにして清潔にする習慣をつける爲めに是非必要である。

・これも設備の仕方では相當経費を要するが子供の手足を洗ふのに足る程度の設備に考へればよいであらう。

ロ、食堂 食堂と云ふと少し大袈裟であるが、かりに保育室、遊戯室は設備し得ないとしても食堂即ち食事用ゆる室だけは是非必要である。そしてその人数に應じて子供が全部揃へるだけのテーブル(食卓)の用意がほしい。

ハ、便所 運動場の隅にでも便所の設備をすることが

必要である。但し既設のもの、小児に使用し得られる場合はそれでもよい。凡べて危険のないやうに注意が必要である。

ニ、毛布、布団 幼児は能く午睡する。又保育上つとめて午睡を勧める向もある。何れにしても午睡の際に用ゆる爲め用意出来れば結構である。

ホ、湯飲所 幼児は多く水を欲することが甚しいけれども生水は危険があるから一定の場所を作つて麥湯又は湯さましを飲ませるやう設備をしたい。

ガ、運動用具

イ、ブランコ 幼児の最も喜ぶものであるから是非設備されべきものである。経費は大工にさしても大してか、らぬが素人の手でいくらかも完全に出来る。又自然木利用のものでもよい。但し危険ならざる様大體高さを一同位として振幅を制限せればならぬ。

ロ、砂場 五六十名の子供ならば一坪位のもので砂を一尺位の深さに入れ周囲を木のわく又は煉瓦を以て圍えばよい。これも二三人の手があれば簡単に出来る。尙砂場用として割竹、竹筒、竹籠、杓子、玩具

用バケツ等を用意出来れば結構である。

ハ、スベリ台 ブランコと共に幼児に非常に好まれる運動具であるから可成備えたいものである。これも理想的にすると相當金がかかるが簡単な作り方でも充分間に合ふ。高さは危険を防ぐために四尺位、傾斜は大體四十五度位に作ればよい。

C、保育用具

イ、オルガン、落音機 これはいづれかを是非備えたいものである。幼児を一日過させるには音楽は最も大きな役目を持つものであるが、オルガンは一才購入と言ふことも困難であらうから小学校から借入れるやうにしたならばよいと思ふ。オルガンが得られない場合は落音器でも一部の目的を達し得るのであるから民家にあるものを借入れるやうにしたならば容易であると思ふ。

ロ、玩具、積木 これも幼児の喜ぶもので創造力や工風心を増すために役立つものである。玩具は種類も値段も多種多様であるが、有害、危険のものをさけて可成心理的に適合したものを選び適當に用意する

必要があらう。又積木は組合せものを賣てゐるがそれよりも大工等から建築の木切れを集めておくことがよいと思ふ。特に玩具は購入しなくとも特志家庭で不用になつたもので適當なものを集めてもよい。但し消毒をして用ひしめることを忘れてはならない。

＊、その外 黒板、手工材料、ボール、旗、綱、繪本等を適當に用意するのであるが何れも經費をかけたことを主として工風し設備されたい。

へ、醫藥品 之は醫者の來る迄の應急處置としての糊帶、ガーゼ、アルコール、オキシフル、脱脂綿、石炭酸、びまし油、サロメチール、救急藥位を用意する必要がある。

八、經費はどうするか

經費としては設備に金をかければ限りもないが、普通は五六十人を收容し一週間乃至二週間の開催で五、六十圓が最も多く、最低のものは二十四、五圓位のものもある。經費は豫算として町村なり團體なりに支出の道がある。

れば結構である。經費のすべてを寄附に俟つものもあるが之は考ふべきことである、但しその事情に依ては多少特志者の寄附を受くることは差支へあるまい。

この事業は一回限りの開設ではその効果も極めて薄いのであるから可成毎年継続的に開設されたい。この爲には經費の支出方法が大切な條件である。大體に於て一定の支出方法が出来てゐないと經營困難になるから一定の支出方法を立て得るやうにしたいものである。

九、入所させるまで

イ、兒童調査及宣傳

開設前に役場と共同にて入所該當年齡幼兒の調査をなしおく必要がある。又この種の施設に對する一般の理解がないと豫期の目的を達することが出来ないのは勿論であるから入所すべき幼兒のある家庭に對し充分に託兒所の使命、内容、従事者等につきあらかじめ周知せしめて安心して利用せしむるやうに圖らなければならぬ。

ロ、健康診断

入所せしむべき幼兒に對しては一應手數でも健康診断をなして取扱上の參考とし、又傳染病疾患を有する兒童は入所を遠慮せしめるやうしなければならぬ。

十、入所より保育まで

準備すべきものは大體述べてしまつたのであるが、更に出席簿を作つてその出席を督促する。毎日出席をとることに依つて子供は自己と園との關係を意識して得意な氣持で毎日出席することになる。その外、事務日誌、保育日誌を作つて詳細なる記録を残しておくことは次年度の參考になる點が尠くない。

イ、初日の保育はどうするか

始めて子供が託兒所に連れられて來る。子供は一の不安と一の喜びを抱きながら來るのである。保母としても始めて責任ある子供を扱はんとする。見知らぬ子供に始めて接すると、とても思ふやうに子供を取扱ふことは出來ない。泣く兒、すれる兒、大小便に失敗する兒、親を慕ふ兒の續出にほとんど手古摺る。先づ五、六日の間はその困難なること蓋し前述の通りと覺悟してか、らなければならぬ。

らぬ。一週間の短期間では無我無中で終ることになる。されば保母の任にあるものは最初の苦痛に忍従して兒童の心易い友達となり、子供達の氣持に同化して共に遊ぶの覺悟が必要である。

そして子供を園にたしませるまでには相當の努力を要するので、而もこれは保母だけの努力では充分に達成することは出來ないのであるから、その必要な事項や注意すべき點は入所の際その母姉達に充分に理解せしむる必要がある。そして先づ初日は入所式を行ひその後旗行列でもさして村の神社なり寺院なり適當なところまで行く程度ならば、先づ子供達相互の間にそして保母と子供達の間に関係を確立させ且團體的に守るべき統制的な意識が幼兒の頭に生れて來ると思ふ。兎に角初日に於て子供に託兒所の「よいところ」「すきなところ」と云ふ感じを與へることに留意しなければならぬ。かくて慣れるに従ひ漸次豫定の保育的事項を実施すべきである。

ロ、朝夕の送迎はどうするか

出席の如何はその成績の上に至大な關係を有するものであるから、幼兒をして通ひ易からしめなければならぬ。

ぬ。それは母姉兄が野良への途上連れて來、又その歸途に連れ戻ると云ふことも一方法であるし、又高等科或ひは補習科の女生徒等の助力に依り分擔せしめて子供達の送迎をさせることもよい。或ひは特志婦人の奉仕に依て子供の通園に便宜を圖つてゐるところもある。

ハ、午睡はどうするか

午睡をせしめることは健康上極めて有意義なことであるから之を一齊に日課としてせしめたいものである。これには寒冷天、風邪をさせぬやう注意すべきである。ホ、辨當はどうするか

これは親達としても随分面倒なことであらうが、さうかと云つて辨當を持たせぬわけにはゆかぬが、只こゝに考ふべきは親達に辨當のお菜を競争的に考へさせぬやうにすること、もの、高敷し易い時期であるから、この點に注意せしめる必要がある。尙ほ園の設備として間に合ふならば營養食でも統一的に給食することが出来ればこんな結構なことはない。

ヘ、開食はどうするか

日の長い時期であるから適當におやつを給する必要がある

あるが、大體の保育豫定は立てる必要があると思ふ。大體の豫定があつてこそ又臨機の處置がなし得ると思ふ。短期間の季節託児所では保育的效果としては勿論大なる期待を持つことは出来ないであらうが、子供をよく自然に親ませ個人及團體を通して生活の訓練をなさしめる位の考へは必要であらう。

保育の項目としては普通、遊戯、唱歌、談話、観察、手技等を交互に行ひつゝ、あるが、幼稚園でないのであるからこれは夫々適當に考へて行ふべきで、では夫々の目的を簡単に述べておくこととする。

イ、遊戯 には普通の遊戯と自由遊戯とがあるが要するに幼児自身の運動と理解とを得させるにあるから最も幼児が見聞してゐる最近なものから指導するならば容易であらう。

ロ、唱歌 幼児生活のすべてはリズムに満ちてゐる。子供は歌ふことをこの上なく好む。この性情に投ずる唱歌の持つ目的は子供の美的感情を育成し、正しき聴き方、聴覺、發聲の練習、その外呼吸器管を強壯ならしめる等の多くの効果を持つものである

あるが、これがだにみだらな開食の悪習慣をつけぬやう注意しなければならぬ。又給する食物は衛生的に特に留意する必要がある。

最も多く用ひられるところのものは堅パン、ビスケット、キャラメル、煎餅等で大體開食費は一日二錢位である。これは強ち前記のもの、みには限らない。地方的にあるカキ餅、煎豆、馬鈴薯、薩摩芋等を衛生的に取扱て給するならばそれでもよい。給食の時は大體左記を普通としてゐる。

午前 午前九時 同十時

午後 午後二時 同三時

ト、保育料(おやつ料)

の有無は問題とされてるが、これは勿論経営主體にも依るが先づとらぬことがよいと思ふ。若しとるとすればおやつ料として一日二錢位であらう。

オ、保育の實際

一體幼児の保育には豫定は立てられぬものだと云ふ。まして短日月の季節託児所では尙更であると云ふものが

る。

ハ、談話 幼児が言葉を理解するやうになれば話は好む。幼児は話に依て自己のせまい経験の世界から話を通して自由な聯想の世界に遊ぶことを喜ぶ。幼児の想像力、同情心や情操を養ふに大きな効果を持つ。談話として聞かされるもの、中には童話、神話、お伽、傳説、實話等子供の程度要求に応じて適當なるものを選んで話すべきである。

ニ、手技 筋肉の熟練、注意の集中、意志の鍛練等の効果目的を有するのであるから適當な材料を用意して行ふべきである。この手技に用ゆべき材料は地方に極めて多いからあらかじめ注意して用意する必要がある。その外、折紙、貼紙、粘土細工、圖書等夫々可能の範圍で行へばよい。

ホ、観察 観察の必要は幼児の環境に應じてその經驗を正確ならしめ事物を正しく理解せしむることであるが、この爲めに與ふべき題材は幼児の環境の凡てである。即ち自然界の現象、動植物、生活的關係等に就き適宜觀察材料を提供して之れに親しみと共に好

奇心や探究心を持たせ漸次深め、事物の明確なる観念を作らせることである。

へ、その外 適當の場所へ遠足する。又二週間以上に亙る時は理髪、髪洗、爪切、入浴等心してやることが出るならばこの上ないことである。

結 論

以上簡單ながら一通を述べたつもりである。その必要論に於ても或ひは方法論に於ても誰もが首肯出来る問題であるが、いざ實施と云ふ場合になると躊躇する向が多い。これは全く遺憾に思はれるところで、以上述べたやうな設備がなければ必ずしも出来ないと思ふのではない。經費等の問題もあるが何れにしたところが思ふやうな設備は一概には出来ない。それだから尤も簡單な考へ方をするならば、農繁期間親の愛育の手から離れる幼児達を學校の庭に寺院、神社の境内の安全地帯に集めて遊ばせる先づそのことに考へを起して漸次保育的準備を完全にして行くやうにすればそれでよいと思ふ。然し幼児を所謂安全地帯に預る上は全責任的に考へてなされれば

らぬことは勿論である。

實際施設を見ると設備と云ふよりは人の問題のやうである。主催する人が或ひは協力する人達の理解と努力が幼児の保護を完全にして託兒所自體の目的を達し而して親達の感謝を受けてゐるのである。従つてさうなると一般の有形無形の理解ある應援は年々その内外の陣容を完備し得ることになるのだと思はれる。今要は人であると思ふがそれは必ずしも資格をもつた保姆と云ふやうな意味ではないので即ち理解と熱意を持つた人を指すのである。

縣に於ては目下のところ年々従事者の指導講習會を行ひ、又その實施成績の優良なるものには助成奨励金の下附をなしてゐるが昭和七年度に於ても指導者講習會を開催して「町村に必らず一ヶ所」を目標として町村内関係者の奮起に俟ち、さながら戦場の如き農繁期の田圃の幼児を安全地帯に收容してその短き期間でも幼児の保育の一掃を施し保護の目的を達しその家庭の勞働能率増進の一助を兼ねやがて農村繁榮の一策となさんことを念願するものである。

手記 摺拾

T 生

護法扶宗の善念に住することなく、多々益々の世智辯は、あだかも押賣のその聲や、さも憐れなれど、一片の同情すらも動かさざる紋切り型のせりふを聞かざるゝに似たり。

知るべし。講演、法話の妙論至境を吾がものとなすとは、世に謂ふ能辯、多辯の類に非ざるを。

聴聞會座に参りながら、彼師は上手なれど、此師は下手なり。娛樂木位の品定めに喋々自ら信者と稱して、帽からざる一詳ありと聞く。耳根増長の一聞提とは、かゝる輩なるか。

護法扶宗は吾が人生のすべてなりと誓て、出家得道せる法師の主觀體驗の言説に、斷じて下手上手のあること無し矣。

御案内

來ル四月十一日ヨリ十三日ニ至ル三日間草都總本山妙滿寺ニ於テ大法要修行

、講會法要圖

- 、祠堂施主祖先靈法要
- 、教學財團翼賛員祖先靈法要
- 、立正結社々員祖先靈法要
- 、日支事變戰死病歿之英靈追善法要
- 、納骨塔納安之精靈法要

毎日 午前七時、午後一時半 法要
午前七時、午後七時 講演

右之通相營申候條練合御參詣被下度此段御案内申上候也

追而準備之都合有之候ニ付キ御參詣ノオ方ハ四月八日迄ニ御通知有之度候

總本山 妙滿寺
電話、上八十六番

一、開會之辭 木村義明師
 一、現下の社會狀勢と日蓮の末流 田口布教師
 一、非常時日本の展望 中川監督布教師
 一、閉會之辭 木村義明師

この日からと晴れて四月には珍らしい布教日和、九時十四分、草切管事、高貫布教師、本圓寺御家族、檀信徒惣代等の見送りなうけて本千が驛を後にして大綱町の會場へと中川監督布教師の車は動揺れる、——大綱のホームには矢部師が、管事溝口、土屋、木村各師と富塚運照寺惣代等が、御出迎ひ、早速小學校の講堂へ、岩佐本圓寺惣代が、控室へお見えになる。正刻、豫定に随つて會は進む。中川監督布教師は非常時、本を縱横に視察批判、是が對症の策として正法の確立、日本精神の發揚の果實事たる所以を懇切、詳細に説述され、求めて得ざる、云はんとして語られざるその領域を何人もの頭中へ深く刻みこむ。木村師の閉會の辭と共に會を閉づ。

○二本松だより
 ○二月六日夜於蓮華寺題目講修行。

△原稿募集

- △締切期日 毎月十日
- 遅れ、ば次號へ廻します。
- △論文、感想、信仰實話、傳記、詩歌、小説、戯曲など何でも歓迎いたします。
- △特別の熟語には振假々をつけて下さい。
- △原稿は必ず原稿用紙を用ひて下さい。
- △原稿の取捨は總て編輯係にお委せ下さい。
- △御投稿は『東京市牛込區早稻田南町五十五番地正法寺内 統一主義編輯部』宛に
 お願いいたします。

○二月八日午後四時三十分二本松驛通過にて、戦死者遺骨原隊に歸る因つて出迎ひ讀經す。
 ○二月九日午後六時八分二本松驛通過にて傷病兵仙臺衛戍病院に歸る因つて出迎ふ。
 ○二月二十日救濟事業二本松佛教不染會托鉢修業。
 ○二月二十五日午後六時八分二本松驛通過にて傷病兵仙臺衛戍病院に歸る因つて出迎ふ。

大僧正 井村日威院下 御親講
 無量義經講義 (毎月一回)
 ○日時 四月七日午後一時より
 ○會場 東京市淺草區北清島町十四
 統 一 閣

釋尊 花祭り大會 (來會 歡迎)
 ○日時 四月八日午後二時より
 ○會場 東京市淺草區北清島町十四
 統 一 閣

定價表			
壹部	金拾錢	送料	五厘
半箇年分	金六拾錢	送料共	
壹箇年分	金壹圓	送料共	
十割以上は部數に應じて割引いたしますから發行所へ御照會下さい。 廣告料は御照會次第詳細御告知			

昭和八年三月二十八日印刷納本 (第三卷)
 昭和八年四月一日發行 (第四卷)

不許複製
 編輯兼 印刷人 木村 敬之
 東京市豊島區池袋一丁目七百二番地
 發行人 堂 日
 東京市豊島區高田南町三丁目七三三
 印刷所 室川印刷所
 東京市淺草區北清島町十四番地統一閣

發行所 統一閣
 電話下谷一九〇一番
 振替東京一二一九番
 購讀御申込み及誌料御拂込みは凡て發行所
 統一閣宛に願ひます。